

「群馬パーセントフォーアート」推進条例案に対する県民意見提出制度（パブリックコメント）に基づく意見及び反映状況について

番号	区分	提出された意見の概要（趣旨）	意見に対する考え方	修正箇所の有無	該当箇所	修正案
1	賛否	・条例案は、現代社会に於けるアートの存在理由を的確に把握して、アートの有効活用を図る施策が網羅されていて賛成。	本条例の趣旨に沿った取組を推進して参ります。ご意見ありがとうございました。	無		
2	賛否	・Hi dai jobu desu		無		
3	賛否	・本条例に賛成する。		無		
4	賛否	・条例案は画期的なことで、全国に先駆けて群馬の魅力を発信一つの方法でもあり、魅力度アップにつながる要素になると確信する。		無		
5	賛否	・条例により、長期的な視点でアートが育まれることになるため賛成。		無		
6	賛否	・コンセプト、方向性、内容ともに大変興味深く賛同できる。積極的に活動しようとする始動人とのコラボレーションを検討いただきたい。		無		
7	賛否	・多くの力を持つアートを活かす条例の制定に賛同する。		無		
8	賛否	・「群馬パーセントフォーアート」は国が芸術活動への支援としてまずやるべきものと思っていたが、県で実施されることは驚きで、画期的である。 ・ぜひ全国の先駆けとして有効に運用されるよう活用してもらいたい。		無		

9	賛否	<ul style="list-style-type: none"> ・予算に余裕があるならば、減税や福祉や防疫防災など一般県民に還元する施策を優先してほしい。 	<p>本条例の趣旨は、アートの力を生かし、新たな価値を持ち、人を惹きつける求心力を持つ群馬県の実現と県民の幸福度の向上を図ること（以下同じ）です。</p> <p>群馬パーセントフォーアートの取組による好循環によって生まれた地域振興・経済効果が県民の方々に還元されるよう、県として具体的な施策を検討するとともに、県民の方々に積極的にアートに携わっていただけるような環境づくりに努めて参ります。</p>	無		
10	賛否	<ul style="list-style-type: none"> ・「群馬パーセントフォーアート」に反対する。「1パーセントフォーアート」の理念を守ってもらいたい。 ・景気が低迷する中で民間が安定的に資金を出すとは考えられない。 	<p>本県の取組は、公共建築物に付随するパブリックアートだけでなく、アート教育やアーティスト支援などソフト事業も対象としていることから、公共投資に限定して1%を支出するのではなく、より広く予算全体から支出することを明確にするため「県予算の一定割合」と規定しております。併せて、本条例の趣旨に賛同する方々からの寄附が促されるよう、周知等を行って参りたいと考えております。</p> <p>また、第10条（公表）において、官民によるアートの取組や県のアート予算額等をレポートにまとめ、毎年度インターネット等で公表することを規定しております。公表の内容に関してご意見をいただきながら、次年度以降の取組に反映して参りたいと考えております。</p>	無		
11	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的に先駆けて、県が歳出予算の一定割合を措置する義務を条例で設けたことは意義があるものと思うが、少なくとも努力義務として一定割合の目安を規定すべきと考える。 		無		
12	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・県財政の枯渇が懸念される。何を減らして財源とするのか公開して欲しい。 		無		
13	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附は求めないで県予算でできる範囲で講じて実施する方が継続して良い方向に行くと思う。 		無		
14	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・県立美術館等の入場料収入の一部を「群馬パーセントフォーアート」の財源とするのはいかがか。 ・県民がアート活動に参画している意識が芽生えたと考える。 	<p>第9条（財政上の措置等）第2項において、アートの振興のための寄附が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする規定しております。</p> <p>御提案いただいた内容については、今後、具体的な措置を検討する際の参考とさせていただきます。</p>	無		

15	意見	・群馬パーセントフォーアート制度では、支援しない基準を定めるべきと考える。	アートは自主性や創造性、多様性を認め合う活動であることを第3条（基本理念）に規定するとともに、第4条（県の責務）において、県として個々のアート活動に干渉しないよう注意を払うこととしています。 これを受けて、県による助言及び支援にあたり県民意見が反映される仕組みは重要であると考え、第10条（公表）において、官民によるアートの取組や県のアート予算額等をレポートにまとめ、毎年度インターネット等で公表することとしています。公表の内容に関してご意見をいただきながら、次年度以降の取組に反映して参りたいと考えております。 群馬パーセントフォーアートの取組を通じて、県民の方々の総意により、本条例の趣旨の実現を目指して参りたいと考えています。	無		
16	意見	・ネガティブな展示に対するフィルターはあるか。 ・アートの選定は誰が行うのか。		無		
17	意見	・私達のお金で日本や個人を不幸にすることのないよう、対策をしっかりと論じて県民に公開して欲しい。		無		
18	意見	・パーセントフォーアートが条例化されると、作品の内容に関わらず、問答無用で支援する義務が生じるのではないか。 ・同意できない作品に対する「支援しない権利」も認めて欲しい。		無		
19	意見	・条例前文に「群馬県が目指す考えに合致した…」とあるが、制度の対象とするアートを、行政が恣意的に運用する危険性がある。第三者機関を設けるなど、県民意見が反映される仕組みが必要と考える。		無		
20	意見	・条例前文の「群馬県が目指す考えに合致した…」を、「群馬県民の考えに合致した…」に改め、県民の総意が主体であることを明らかにすべきと考える。		無		
21	意見	・前文の「アートは決して美術館だけにあるのではなく…」は言葉足らずで意を尽くしていないため削除して欲しい。 ・既存の活動を優先して欲しい。美術館の予算を減らさないこと。学芸員を増やして欲しい。	第5条（県民の役割）で「アート活動に参画するよう努める」と規定しています。美術館等での作品鑑賞や教育普及活動への参加は、県民の方々に最も身近なアート活動への参画機会と捉えています。ご指摘の表現については修正します。	有	アートは決して、美術館だけにあるのではなく、街中の建物、製品のデザイン、商品のパッケージ、人々を楽しませるパフォーマンス等、様々なものがアートとなる。	アートは決して特別な存在でなく、美術館に展示されている美術品、街中の建物、製品のデザイン、商品のパッケージ、人々を楽しませるパフォーマンス等、様々なものがアートとなる。
22	意見	・規制緩和という言葉だと大きな制度改革のイメージがある。条例で規制緩和に努めるとまで規定しなくても良いのではないか。	手続きの簡素化や配慮と言う意味で「規制緩和及び行政手続き」をセットで使用したものです。 ご指摘のとおり規制緩和は、制度改革と捉えてしまう恐れがあることから、この表現を修正します。	有	（財政上の措置等） 第9条 3 県は、アート活動を促進するため、規制の緩和及び行政手続の簡素化に努めるものとする。	（財政上の措置等） 第9条 3 県は、アート活動を促進するため、規制の見直し及び行政手続の簡素化に努めるものとする。

23	意見	・ 条例名称はもっと分かり易い日本語とすべきと考える。	欧米発祥の1パーセントフォーアートの精神を生かしながらも、群馬ならではのアートによる地域の活性化を目指すため、本条例の名称といたしました。	無		
24	意見	・ アートの定義に、食文化や生活文化など、現行の文化芸術基本法で定義されている文化芸術分野は含むべき。	第2条（定義）で定義するアートの他、第3条（基本理念）において、地域固有の歴史、風土、文化等を大切にしつつ、様々なものとアートを組み合わせることによって、新たな価値が生まれ、地域経済の活性化につながるものと規定しております。	無		
25	意見	・ 群馬県ならではの新しいアートが創造されるための人材、特にマネジメントに携わる人材の育成が必要と考える。 ・ 「文化の産業化」もしくは「持続可能な環境づくり」についての文言を入れてはいいか。	第8条（基本的施策）第1項において、アーティストの人材育成について規定しております。さらに前文にて、アート教育やアーティストが自立できる環境づくりを進め、アートを触媒に新たな価値の創造や地域経済の活性化を促し、そこで生まれた資金が次のアート振興につながるアートの循環システム（エコシステム）の構築を目指すことを明記しております。	無		
26	意見	・ 全ての県民が本条例の理念を理解できるよう、県の責務として中間支援の役割（相談窓口の設置等）を追記することを提案する。	第10条（公表）において、官民によるアートの取組や県のアート予算額等をレポートにまとめ、毎年度インターネット等で公表することを規定しております。こうした取組の継続により、条例の理念普及を図って参りたいと考えております。	無		
27	意見	・ 県民の意見を聴きながら条例案を作成したのか。	令和2年に開催した「アートによる地域創造会議」での議論を踏まえ、「アーティスト支援」「アート教育・体験」「地域振興・経済活性化」の3本柱によるアートを活用した地域振興施策を推進しているところです。 本条例では、アートの振興に関する施策と安定的な財源供給を制度的に位置づけ、持続可能な取組とすることにより、本条例の趣旨の実現を図ることをしたものです。 ○アートによる地域創造会議 https://www.pref.gunma.jp/page/3855.html	無		
28	提案	・ アートの体験教室を自主的に開催できる室内スペースと物品を提供して欲しい。	第8条（基本的施策）において、県が取り組むべき基本的施策を規定しております。 御提案いただいた内容については、今後、具体的な施策を検討する際の参考とさせていただきます。	無		
29	提案	・ 群馬県の主催で、体験者が気楽に参加できる金額設定のイベントを開催して欲しい。		無		

30	提案	・今後、この事業を進めるにあたり説明会などがある場合は、週末と平日の2回実施してほしい。	第8条（基本的施策）において、県が取り組むべき基本的施策を規定しております。 御提案いただいた内容については、今後、具体的な施策を検討する際の参考とさせていただきます。	無		
31	提案	・様々なクリエイターの作品の展示のほか、イベントを通して、作家と市民、来場者が楽しく交流することができるクリエイター美術館の企画を提案する。		無		
32	提案	・図書館、映画館、美術館、博物館、市民文化会館の有効活用の観点を検討してほしい。		無		
33	提案	・太田や下仁田などの廃校を使い、ひきこもり作品展やひきこもりカフェを当事者の方とやりたい。		無		
34	提案	・榛名湖のアーティストイン・レジデンスを赤城山でも行いたい。 ・「アート教育による人材育成」の幅広い解釈として、子どもの居場所の一端を担うような活動をするを提案する。		無		
35	提案	・アートが能力の成長に役に立つことを明示し、魅力的かつ実践的なプログラムを考案して実施してもらいたい。		無		
36	提案	・群馬県主催でアート教育や催し物をする場合、ぜひ県内の様々な地域での開催を検討してもらいたい。 ・県内の様々な取組を広域的な視点で取りまとめ、文化庁の補助金等の申請をしてもらいたい。		無		
37	提案	・アーティストや文化団体への活動に対する助成金やサポート制度をつくってもらいたい。 ・アーティストや文化団体と人々をつなぐ、コーディネーターが育成されることを望む。		無		
38	提案	・アートの振興及び地域活性化のためにNFTやメタバース空間の活用を提案する。	第2条（定義）において、デジタル技術をはじめとした先端技術を活用したアートを対象としています。 御提案いただいた内容については、今後、具体的な施策を検討する際の参考とさせていただきます。	無		